



平成30年8月1日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者  
此下 竜矢  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 取締役最高執行責任者兼  
最高財務責任者 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

## (経過報告) 連結子会社Group Lease PCLにおける2017年12月期の決算訂正、 及び当社の対応に関するお知らせ

平成30年6月19日付「(経過報告) タイ証券取引委員会から要請を受けている修正財務諸表、修正内容の説明及び特別監査の進捗について」にてご報告させていただいておりました、当社連結子会社Group Lease PCL(以下、「GL」といいます。)がタイ証券取引委員会から要請を受けている修正財務諸表等につきまして、平成30年7月31日に開催のGLの取締役会において2017年12月期の決算訂正を行うことを決定いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 連結子会社Group Lease PCLの決算訂正の主な経緯

当社の連結子会社Group Lease PCL(以下、「GL」といいます。)におきましては、平成29年10月20日付当社適時開示「(経過報告) Group Lease PCL株式取引の一時停止及び再開予定について」にてご報告の通り、タイ証券取引委員会(以下、「タイSEC」といいます。)から、GLの財務諸表が適正な内容を表示していないという指摘を受け、決算内容の訂正を求められておりました。

GLといたしましては、SECの指摘を特定し、その指導に適合すべく、GL自社内での調査に加え、外部の会計専門家並びに法律専門家との協力を受け、タイSEC他関連当局への問い合わせを重ね、GLの会計監査人とも協議を継続して参りました。

さらに平成30年2月からは、GLはガバナンス強化のために新たな社外取締役を選任し、当該社外取締役が新たに監査委員に選任され、監査委員会が一新されました。

また、GLは2017年9月末日を締切日とする四半期決算を確定するあたり、タイSEC指摘のキプロス及びシンガポール貸主への貸付金(以下、「懸案債権」といいます。)に関連して生じる可能性のある最大限の損失リスクを考慮し、当該貸付金の残高全額に貸倒引当金を設定し、タイSECからの指摘以降当該貸付金から発生する一切の利息収入について収益計上することを取りやめております。

また、懸案債権に関して、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings Pte., Ltd.を通じて、第三者の監査法人による監査を実施し、当該貸付金の実態調査を実施いたしましたが、懸案債権について、不適正な点は発見できなかったとの報告書を受領しております。

このように、GLは一連の調査活動を行って参りましたが、懸案債権に関する不適切な点や、GLの財務諸表の表記に関する不適正な点を発見することができませんでしたが、GLの監査委員会は検討の上、タイSECの要請に従い、GLの事業及び、GLの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避ける為に、決算を訂正することといたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、GLは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末日時点の純資産への影響はなく、また、GLの会計監査人による監査意見の変更はありません。なお、当該、GLの決算訂正の詳細な内容につきましては、本日付で当社が別途公表しております「(経過報告) 連結子会社Group Lease PCLが2017年財務諸表の訂正を公表したに関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 今後の見通し

当社といたしましては、現時点におきましては以下の理由により、当社等の決算訂正等を行わず、これまでの会計処理、及び会計方針を継続適用して決算を確定していく方針です。

- ①当社等の社内の調査をはじめとして、連結子会社であるGroup Lease Holdings Pte.,Ltd. が第三者の監査法人に依頼をし実施した監査からの報告、及び連結子会社である(株)ウェッジホールディングスが第三者の弁護士及び会計士からなる第三者委員会を組成し実施した第三者委員会からの中間報告を通じて、懸案債権に対する不適切な点や、財務諸表の表示について不適正な点は一切発見できていないこと。
- ②この度のGLの決算訂正については、GLがあくまでタイSEC他関連当局の指導や指摘を真摯に受け止め、タイにおける法令を遵守し、GLの株主やステークホルダーの利益を守ることを目的に実施されたものであり、決算の訂正をおこなう必要がある明確な誤謬が発見されたという事実はないこと。
- ③タイSEC指摘の懸案債権については、その後実施された各種調査結果からも属性の変動は認められず、また、その損害発生リスク等につきましても、すでに懸案債権に対して全額の引当金を計上していることから、今後追加の損失が発生することは見込まれず、現在の会計処理方針を変更したり決算訂正を行なう必要があるような事実は一切発見されていないこと

以上の三点から、当社等の決算を確定するにあたりましては、日本における一般に公正妥当と考えられる会計基準を鑑み、これまでの会計方針、当該貸付金の会計処理方法を継続すべきであると考えております。

現時点におきましては、当社の会計監査人である監査法人アリアと協議を行い、上記の方針を決定しておりますが、引き続き適切な適時開示を行うべくGLの決算訂正内容の精査は進めて参ります。なお、今後適時開示が必要となることが生じましたら、改めてご報告をさせていただきます。

当社は、平成30年6月27日に中期経営計画「アクセルプランⅢ「再発進」」を策定し公表をしたばかりとなりますが、経営陣・従業員が一丸となり、是が非でも事業計画を達成し、株主や投資家の皆様、お取引様の負託に応えて参りたいと考えておりますので、何卒ご理解いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以上